

高齢受給者証自己負担(一部負担金)割合の判定方法

第1次判定

同一世帯(70~74歳)の国民健康保険被保険者の
市民税課税所得(2人以上の場合は高い方)で負担割合を判定

課税所得145万円未満

2割負担

課税所得145万円以上

第2次判定

同一世帯(70~74歳)の国民健康保険被保険者の収入の合計額で判定

被保険者1人 : 383万円未満
被保険者2人以上 : 520万円未満

2割負担

※同一世帯(70~74歳)に収入の申告が
無い被保険者がいる世帯は、国民健康
保険基準収入額適用申請が必要です。
対象の世帯には、保険年金課より基準収
入額適用申請書を送付いたします。

被保険者1人 : 383万円以上
被保険者2人以上 : 520万円以上

3割負担

※平成27年1月2日以降に70歳になる被
保険者(昭和20年1月2日以降生まれの
者)が属する世帯で、旧ただし書き所得の
合計額が210万円以下の世帯については
2割となります。

3割負担で同一世帯内に後期高齢者医療の被保険者がいる方へ

下記の条件をすべて満たす方は、2割負担になります。

- ①70~74歳の単身の国民健康保険被保険者で課税所得145万円以上・収入383万円以上の方
- ②同一世帯内の後期高齢者医療被保険者と①の方を合わせた収入が520万円未満

※後期高齢者医療の被保険者は、一定の条件がありますので詳細は保険年金課 高齢医療係
へお問合せください。

★このお知らせについての問合せ先★

茨木市 健康医療部 保険年金課 国保保険料係 電話072-620-1631

市民税の課税所得とは	4月～7月の判定
	前年度市民税に係る合計所得金額から各種控除の合計を差し引いた金額
	8月～翌年3月の判定
	今年度市民税に係る合計所得金額から各種控除の合計を差し引いた金額

※前年の12月31日現在、次の条件に当てはまる場合、市民税の課税所得からさらに調整控除を差し引きます。

条件	調整控除の額
<ul style="list-style-type: none"> ・本人が世帯主 ・同じ世帯に、19歳未満の国保加入者（合計所得38万円未満）がいる ※給与所得者については給与所得から10万円を控除して算定した合計所得	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳以上19歳未満の国保加入者1人につき、12万円 ・16歳未満の国保加入者1人につき、33万円

収入とは	1月～7月の判定	前々年の収入
	8月～12月の判定	前年の収入
給与収入・・・給与所得控除前の金額 年金収入・・・公的年金等控除前の金額 その他の収入（不動産、事業、一時、譲渡額等）・・・必要金額を引く前の金額		

旧ただし書き所得とは	<p>旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のことです。ただし、退職所得は含まず、雑損失の繰越控除は控除しません。</p> <p>前年（1月～7月は前々年）の総所得金額等 - 住民税の基礎控除額（43万円） = 旧ただし書き所得</p>
------------	---